

区分所有法 共用部分 宅建 H24-10-3 <<#832>>

【問】正誤をつけよ。

共用部分の管理に要した各区分所有者の費用の負担については、規約に別段の定めがない限り、共用部分の持分に応じて決まる。

【答え】正しい

≪ポイント≫ 共用部分の負担及び利益収取 【★基礎必須】

各共有者は、規約に別段の定めがない限りその持分に応じて、共用部分の負担に任じ、共用部分から生ずる利益を収取する。（区分法 19 条）

≪関連≫ 共用部分の持分の割合 【★入門】

- 1 各共有者の持分は、その有する専有部分の床面積の割合による。
- 3 前 2 項の床面積は、壁その他の区画の内側線で囲まれた部分の水平投影面積による。
⇒ 内法面積、内法計算
- 4 前 3 項の規定は、規約で別段の定めをすることを妨げない。（区分法 14 条）